

デジタルハリウッド大学学位規則

制定	平19.	10.	11
改正	平23.	4.	20
	平24.	8.	28

(目的)

第1条 この規則は、学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定に基づき、デジタルハリウッド大学学則（以下「学部学則」という。）及び大学院学則に規定するもののほか、デジタルハリウッド大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士及び修士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学士（デジタルコンテンツ）

3 修士（専門職）の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学部学則の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。

2 修士（専門職）の学位は、大学院学則の定めるところにより、本学大学院の専門職学位課程を修了したものに授与する。

(専門職学位課題制作の提出)

第4条 専門職学位の課題制作は、指導教員を経て当該研究科長に提出する。

2 前項の規定による課題制作の提出は、在学中でなければならない。

(専門職学位課題制作)

第5条 前条の規定により提出する課題制作は、基盤・専門科目及び研究実践科目における成果をビジネスプラン、作品、又は論文のいずれかの形式で作成するものとする。

(専門職学位課題制作の審査の付託)

第6条 研究科長は、第4条の規定により課題制作を受理したときは、その審査を当該研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員)

第7条 前条の規定により課題制作の審査を付託された研究科教授会は、その審査のため審査委員を選出するものとする。

2 審査委員は、次の各号に定める者とする。

(1) 指導教員

(2) 当該学位課題制作の内容に最も関係する科目又はこれに関連する科目の授業を担当する教員

(3) 前2号の規定にかかわらず、当該教授会が審査のために必要があると認めるときは当該研究科以外の学内の教員又は学外の大学院、専門職大学院及び研究所等の教員並びに実務家を審査委員に加えることができる。

(専門職学位課題制作の評価)

第8条 第4条の規定により提出する課題制作は、指導教員の承認後、発表及び審査委員の口頭試問、提出を経てその評価を行い、単位を認定する。

(審査委員の報告)

第9条 審査委員は、当該学位課題制作の審査を終えたときは、課題制作物とともにその審査の要旨及び審査の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を付して、速やかに研究科教授会に提出しなければならない。

(課程の修了及び研究科の議決)

第10条 学部教授会は、第3条第1項によるものについては、学部学則の定めることにより、それぞれの学部の課程の修了の可否について議決する。

2 研究科教授会は、第3条第2項によるものについては、大学院学則の定めるところにより、前条の報告に基づいて、修士（専門職）の学位を授与すべきか否かを議決する。

3 第1項又は第2項の議決をするには、それぞれの教授会の2分の1以上の出席を必要とする。

4 学位を授与できるものと議決するには、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第11条 学部教授会が前条第1項の議決をしたときは、その議長は文書により学長に報告しなければならない。

2 研究科教授会が前条第2項の議決をしたときは、その議長は当該学位課題制作審査の要旨及び審査の結果の要旨を付して文書により学長に報告しなければならない。

3 審査を行わないで、修士（専門職）の学位を授与できないものと議決したときは、審査の結果の要旨を添えることを要しない。

(学位の授与及び時期)

第12条 学長は、前条第1項の規定による報告をうけたときは、卒業を認定し、所定の学位記を授与するものとする。

2 学長は、前条第2項及び第3項の規定による報告をうけたときは、研究科委員会の議を経て、修士（専門職）の学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

3 学士及び修士（専門職）の学位授与の時期は、9月及び3月の年2回とする。

(学位名称の使用)

第13条 学位の授与を受けた者が学位の名称を用いるときは、学位の後にこれを授与した本学名を「(デジタルハリウッド大学)」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第14条 学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は教授会の議を経て学位を取り消すことができる。

2 前項の議決については、第10条の議決の場合と同様に行うものとする。

(学位記の再交付)

第15条 学位記の再交付は、特別な事由があると学長が認めた場合に限り行うことができる。学位記の再交付を受けようとする者は、その理由を具し、学長に願い出なければならない。

2 再交付料は、別に定める。

3 再交付のための申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(学位記の様式)

第16条 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(規則の改廃)

第17条 この規則の改廃は、教授会にて承認を得たうえで学長が行う。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 (削除)

附 則

この規則は、平成23年4月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

第5条の改正について、平成24年8月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別紙

様式1 (第3条第1項による学位記)

		学デ第	号
卒業証書・学位記			
		氏	名
		年	月 日生
本学デジタルコミュニケーション学部デジタルコンテンツ学科において所定の単位を修得し、卒業制作の審査に合格したことを認める			
		デジタルハリウッド大学デジタルコミュニケーション学部長	
		氏	名 ㊤
上記学部長の認定により学士（デジタルコンテンツ）の学位を授ける			
年		月	日
		デジタルハリウッド大学学長	氏 名 ㊤

様式2 (第3条第2項による学位記)

大学院ロゴ			
学位記			
デジタルハリウッド大学大学院			
		氏	名
		年	月 日生
デジタルコンテンツ研究科の専門職課程を修め			
本学の修了を認め、			
デジタルコンテンツマネジメント修士（専門職）の学位を授与する。			
年		月	日
		デジタルハリウッド大学大学院学長	氏 名 ㊤
		DMC第 号	

別記様式第1号1

学位記（学士、専門職）再交付申請書

年 月 日

デジタルハリウッド大学学長 殿

学籍番号

卒業（修了）年月日

氏名 ㊟

生年月日

デジタルハリウッド大学学位規則第15条の規定により、下記の書類及び再交付手数料10,000円を添え、（学士、専門職）の学位の再交付を申請します。

記

1 再交付理由書

1部